

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 9 月 19 日 (火) 第 449 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (4件) (監理課取扱い) 2
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (港湾空港課取扱い) 3
- 公有水面の埋立ての承認の出願 (港湾空港課取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7

公 告

- 一般競争入札公告 (県立大島病院取扱い) 8

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 10

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 12

告 示

鹿児島県告示第705号

令和 5 年 7 月 21 日鹿児島県告示第604号で告示した保安林として指定する予定の森林に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 所在が不分明な者の氏名
柴森哲雄
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
曾於市末吉町岩崎字築土手頭6404番 3
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

鹿児島県告示第706号

肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号) 第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所

鹿児島 県肥第 1198号	令和 8 年 6 月 27 日	副産動植 物質肥料	フィッシ ュソリュ ブル	窒素全量 6.0	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は公定規格のと おり	枕崎水産 加工業協 同組合	枕崎市立 神本町12 番地
---------------------	--------------------	--------------	--------------------	----------	--	---------------------	---------------------

鹿児島県告示第707号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備中山間地域型（担い手支援対策）（旧：県営農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備，農道整備及び土層改良）徳之島北部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 5 年 9 月 20 日から同年 10 月 18 日まで
- 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第708号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：県営農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備，農道整備及び土層改良）兼久・大津川・瀬滝地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 5 年 9 月 20 日から同年 10 月 18 日まで
- 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第709号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，大島支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 作業の期間 令和 5 年 7 月 10 日から令和 6 年 1 月 5 日まで
- 作業の地域 龍郷町戸口地内

鹿児島県告示第710号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があっ

た。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 7 月 19 日から同年 12 月 19 日まで
- 3 作業の地域 奄美市笠利町大字節田地内及び和野地内

鹿児島県告示第 711 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、伊佐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業の期間 令和 5 年 7 月 26 日から令和 6 年 3 月 4 日まで
- 3 作業の地域 伊佐市

鹿児島県告示第 712 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量，現地測量，路線測量及び用地測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 8 月 29 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- 3 作業の地域 西之表市現和地域

鹿児島県告示第 713 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和 5 年 9 月 19 日から同年 10 月 9 日までの間、鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県熊毛支庁建設部建設課において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 19 日

西之表港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

- 1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県知事 塩田康一

- 2 埋立区域

(1) 位置

西之表市西之表字春日 6972 番 5，同市西之表字洲之崎 6861 番 2，同市西之表字中島 6816 番 49，同市西之表字中島 6816 番 49 から同市西之表字鉄砲場 6719 番 7 に至る土地に接する国有海浜地並びに同市西之表字鉄砲場 6719 番 7 及び 6719 番 8 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と㊸の地点を結ぶ令和 5 年の春分の満潮位（D. L. + 2.17メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西之表市西之表字鉄砲場 6716 番 2 の国土地理院測候所四等三角点（北緯 30 度 44 分 21 秒 3158，東経 130 度 59 分 30 秒 1301）（以下「基点」という。）から 177 度 11 分 18 秒 434.44メートルの地点

②の地点 ①の地点から 291 度 01 分 22 秒 6.39メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から294度03分42秒6.39メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から297度06分03秒6.39メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から300度08分23秒6.39メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から303度10分43秒6.39メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から271度53分25秒16.28メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から1度53分26秒0.20メートルの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から271度53分25秒100.00メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から181度53分25秒41.20メートルの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から271度53分25秒99.80メートルの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から1度53分25秒20.20メートルの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から91度53分25秒2.80メートルの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から1度53分25秒30.00メートルの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から91度53分25秒17.00メートルの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から1度53分25秒49.80メートルの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から271度53分25秒197.00メートルの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から1度53分25秒10.20メートルの地点
 ⑲の地点 ⑱の地点から271度53分25秒3.00メートルの地点
 ⑳の地点 ⑲の地点から1度53分25秒93.80メートルの地点
 ㉑の地点 ⑳の地点から91度53分25秒157.45メートルの地点
 ㉒の地点 ㉑の地点から359度35分29秒5.38メートルの地点
 ㉓の地点 ㉒の地点から3度22分03秒0.90メートルの地点
 ㉔の地点 ㉓の地点から1度53分25秒165.87メートルの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から3度39分48秒6.19メートルの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から7度12分34秒6.19メートルの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から10度45分20秒6.19メートルの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から14度18分06秒6.19メートルの地点
 ㉙の地点 ㉘の地点から17度50分52秒6.19メートルの地点
 ㉚の地点 ㉙の地点から21度23分38秒6.19メートルの地点
 ㉛の地点 ㉚の地点から24度56分24秒6.19メートルの地点
 ㉜の地点 ㉛の地点から28度29分09秒6.19メートルの地点
 ㉝の地点 ㉜の地点から32度01分55秒6.19メートルの地点
 ㉞の地点 ㉝の地点から38度49分46秒17.52メートルの地点
 ㉟の地点 ㉞の地点から45度34分29秒6.01メートルの地点
 ㊱の地点 ㉟の地点から49度00分59秒6.01メートルの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から50度44分15秒28.62メートルの地点
 ㊳の地点 ㊲の地点から1度53分25秒83.74メートルの地点
 ㊴の地点 ㊳の地点から91度53分25秒19.14メートルの地点

(3) 面積

51,504.57平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

西之表市西町49番7, 同市西町49番5, 同市西町49番1, 同市西町6972番11及び同市西町6972番1の地先公有水面, 同市西之表字春日6972番5, 同市西之表字洲之崎6861番2及び同市西之表字中島6816番49の地内並びに同地先公有水面並びに同市西之表字中島6816番49から同市西之表字鉄砲場6719番7に至る土地に接する国有海浜地並びに同市西之表字鉄砲場6719番7及び6719番8の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち㉗の地点から㉘の地点までを順次結んだ線, ㉘の地点と㉙の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位(D.L.+2.17メートル)における公有水面と陸地との境界線, ㉙の地点から㉚の地点までを順次結んだ線及び㉗の地点と㉚の地点を結んだ線により囲ま

れた区域

㉞の地点	基点から174度40分26秒493.41メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から233度41分24秒11.94メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から211度32分53秒91.92メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から201度36分06秒18.23メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から194度00分04秒20.56メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から190度18分34秒6.58メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から198度46分54秒3.14メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から190度42分58秒3.98メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から189度06分26秒1.33メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から191度07分19秒5.96メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から189度02分12秒5.09メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から180度39分55秒2.59メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から176度00分16秒0.86メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から169度10分42秒2.08メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から152度16分54秒2.00メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から146度44分01秒1.50メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から219度53分49秒94.84メートルの地点
㊰の地点	㊿の地点から272度08分39秒74.57メートルの地点
㊱の地点	㊰の地点から271度54分28秒230.10メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から2度05分23秒80.35メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から271度26分40秒20.24メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から271度53分30秒92.16メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から1度53分34秒120.40メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から271度53分30秒158.28メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から1度53分34秒521.56メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から91度53分34秒430.51メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から49度34分00秒1.87メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から50度44分15秒22.65メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から2度31分43秒35.91メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から4度15分40秒41.90メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から1度53分25秒11.00メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から89度06分53秒11.01メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から93度57分35秒18.46メートルの地点
㊰の地点	㊿の地点から106度51分37秒2.36メートルの地点
㊱の地点	㊰の地点から200度15分36秒0.53メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から284度08分10秒1.67メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から193度08分35秒6.10メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から100度17分32秒1.62メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から184度59分53秒9.50メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から183度34分45秒10.44メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から173度26分09秒5.03メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から170度41分15秒10.00メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から158度34分46秒39.02メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から171度11分12秒12.43メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から197度35分57秒40.74メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から184度46分43秒23.92メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から184度46分43秒0.66メートルの地点
(1)の地点	㊽の地点から246度10分15秒56.93メートルの地点
(2)の地点	(1)の地点から233度16分44秒6.39メートルの地点

- (4)の地点 (3)の地点から215度19分46秒10.24メートルの地点
(5)の地点 (4)の地点から196度59分04秒11.18メートルの地点
(6)の地点 (5)の地点から177度19分59秒182.36メートルの地点
(7)の地点 (6)の地点から171度42分57秒7.99メートルの地点
(8)の地点 (7)の地点から148度14分27秒6.01メートルの地点
(9)の地点 (8)の地点から127度35分03秒6.83メートルの地点
(10)の地点 (9)の地点から107度46分31秒9.81メートルの地点
(11)の地点 (10)の地点から106度05分34秒51.28メートルの地点
(12)の地点 (11)の地点から99度04分18秒4.03メートルの地点
(13)の地点 (12)の地点から125度37分48秒153.20メートルの地点
(14)の地点 (13)の地点から136度28分17秒100.02メートルの地点
(15)の地点 (14)の地点から167度13分23秒2.20メートルの地点
(16)の地点 (15)の地点から203度37分50秒14.30メートルの地点

(3) 面積

363,639.44平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地，緑地及び道路用地

5 出願年月日

令和5年9月5日

鹿児島県告示第714号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立ての承認の出願があった。

なお，公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は，令和5年9月19日から同年10月9日までの間，鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県熊毛支庁建設部建設課において縦覧に供する。

令和5年9月19日

西之表港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田康一

1 出願に係る官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

国土交通省九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長 森戸義貴

2 埋立区域

(1) 位置

西之表市西之表字中島6816番49の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 西之表市西之表字鉄砲場6716番2の国土地理院測候所四等三角点（北緯30度44分21秒3158，東経130度59分30秒1301）（以下「基点」という。）から207度19分08秒487.42メートルの地点

②の地点 ①の地点から1度53分25秒60.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から271度53分26秒180.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から1度53分21秒30.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から91度54分13秒2.80メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から181度53分16秒10.20メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から91度53分26秒197.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から181度53分26秒49.80メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から271度53分28秒17.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から181度53分28秒30.00メートルの地点

(3) 面積

4,662.60平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

西之表市西之表字中島6816番49及び同市西之表字洲之崎6861番2の地内並びに同市西之表字中島6816番49, 同市西之表字洲之崎6861番2, 同市西町49番5及び同市西町49番7の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊸の地点 基点から200度09分09秒341.79メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から182度04分34秒398.02メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から271度54分46秒259.81メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から2度05分23秒80.35メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から271度26分39秒20.24メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から181度50分29秒31.46メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から271度53分34秒72.72メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から1度53分33秒68.81メートルの地点
- ㊻の地点 ㊿の地点から271度53分31秒154.28メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から1度53分34秒459.66メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から91度53分33秒36.19メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から1度55分38秒1.16メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から91度53分34秒189.42メートルの地点
- ㊻の地点 ㊿の地点から181度52分35秒1.16メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から91度53分34秒178.69メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から177度19分59秒133.98メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から171度42分57秒7.99メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から148度14分22秒6.01メートルの地点
- ㊻の地点 ㊿の地点から127度35分10秒6.83メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から107度46分31秒9.81メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から106度05分34秒51.28メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から99度04分18秒4.03メートルの地点

(3) 面積

254,294.76平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 出願年月日

令和5年9月5日

始良・伊佐地域振興局告示第36号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年9月19日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達支援 きらぼし	霧島市国分松木 1284番地8	合同会社神力坊	霧島市隼人町姫 城1788番地1	井尻 優成	令和5年 9月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 5 年 9 月 19 日

県立大島病院 石神純也

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
手術用外視鏡システム 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和5年9月19日から同月28日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県立大島病院総務課

奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和 5 年 10 月 27 日 午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 10 月 30 日 午前 10 時

イ 場所 県立大島病院本院 2 階講堂

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書 (代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書, 入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院総務課

奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015

電話番号 0997-52-3611

ファックス番号 0997-53-9017

13 その他

この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Surgical Externalscope System:1Set

- (2) DELIVERY PERIOD:

As specified in the tender explanation form

- (3) DELIVERY PLACE:

Kagoshima Prefectural Oshima Hospital

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 27 October 2023

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs Division

Kagoshima Prefectural Oshima Hospital

18-1 Nazemanatsu-Cho, Amami City, Kagoshima Prefecture 894-0015 Japan

TEL 0997-52-3611

FAX 0997-53-9017

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第38号**

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 5 年 8 月 29 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 37 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第 74 条第 1 項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	26,367	
地方自治法第 75 条第 1 項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数		
地方自治法第 76 条第 1 項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	264,789	
地方自治法第 80 条第 1 項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	149,344
	鹿屋市・垂水市区	30,937
	枕崎市区	5,538
	阿久根市・出水郡区	8,078
	出水市区	14,241
	指宿市区	10,786
	西之表市・熊毛郡区	10,946
	薩摩川内市区	25,486
	日置市区	12,983
	曾於市区	9,466
	霧島市・始良郡区	36,576
	いちき串木野市区	7,454
	南さつま市区	8,997
	志布志市・曾於郡区	11,477
	奄美市区	13,102
	南九州市区	9,182
伊佐市区	6,768	
始良市区	21,333	
薩摩郡区	5,470	
肝属郡区	9,488	
大島郡区	15,780	
地方自治法第 81 条第 1 項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	264,789	
地方自治法第 86 条第 1 項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第		

1 項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第92号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e Re : ゼロから始める異世界生活 season 2 M 1 3	株式会社大都技研	310353
ぱちんこ遊技機	Pエウレカセブンハイエボ2SFPA	サミー株式会社	310380
ぱちんこ遊技機	P弾球黙示録カイジ沼5V1U	株式会社高尾	3P0935
回胴式遊技機	SジャグラーガールズSS-KH	株式会社北電子	330257
回胴式遊技機	SミスタージャグラーKK	株式会社北電子	3S0174
回胴式遊技機	Lモンキーターン5CE	山佐株式会社	3S0772
回胴式遊技機	Lリングにかけろ1FS	株式会社エフ	3S1000